

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン

ガイドライン（案）からの主な変更点について



1 ガイドラインの構成

◎ 国のガイドライン(令和7年12月・文部科学省)を参酌した構成に変更

- ・ガイドラインは市の基本理念、全体像、活動指針のみとし、各種制度の具体的な詳細は、別冊資料としてまとめる
- ・「IV 学校部活動の在り方」、「V 大会・コンクールの在り方」、「VI 関連する制度の在り方」を追記

2 市の方向性

◎ 平日の部活動の地域展開については、休日の移行が円滑に進んだ後に実施

- ・令和8年度より、平日の地域展開を見据えた実態把握や論点整理を行い、実証事業等を実施しながら方向性を検討

3 市の地域クラブ活動に関する認定制度

◎ はまクル認定クラブに登録されることの効果(メリット)を追記

- ・中学校施設の優先使用やクラブ活動費の補助等の公的支援の対象となること
※クラブ員が5人未満の場合は公的支援の対象外であるが、山間地やへき地等は個別に判断

◎ 「はまクル公認イベント」に関する内容を追記

- ・認定クラブでなくても、はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、単発のイベント等を、「はまクル公認イベント」として市の地域クラブ活動ポータルサイトで一元的に周知し、生徒が様々なスポーツ・文化芸術活動の体験機会、活動機会に触れることができるような環境整備を行う

4 はまクルの円滑な推進に当たっての対応

◎ 「市における体制整備」、「関係団体・大学・企業等との連携」に関する内容を追記

◎ はまクル認定クラブの活動指針の項目に、「活動場所への移動手段」、「障がいのある生徒の活動機会」に関する内容を追記

◎ はまクル認定クラブの「指導者」に関する内容を修正

- ・「はまクル指導者人材バンク」に登録した指導者2名以上が必要
- ・クラブ未所属や他クラブでの指導を希望する指導者のみ指導者情報を公開し、指導者を希望するクラブとのマッチングが可能

◎ はまクル認定クラブの「活動内容(競技・種目、休養日、活動時間)」に関する内容を修正

- ・原則は、土日どちらか3時間程度(練習試合等も含む)としつつも、クラブ員が参加する平日の部活動と休日の認定クラブの活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、土日2日間連続して活動を行うことなど、柔軟な対応をとることも可能
※上記は競技力向上が目的ではなく、将来的な平日の地域展開を見据え、地域での指導体制が充実した休日に活動の中心をシフトするという観点からの柔軟な対応であること
※指導を希望する教員の指導日及び中学校施設の優先使用や財政支援等の公的支援は、「土日どちらか3時間程度」を基準とすること